

令和2年度第12号(7月)発行

千葉県北部家畜保健衛生所

東部・北部家畜防疫獣医師会

〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1 Tel:0478-54-1291 Fax:54-5996

夜間・休日緊急(転送されます)

(公社)千葉県畜産協会

〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

## 夏季休暇期間中の防疫対策

人・物の出入りが増える夏季休暇期間中、飼養衛生管理の再徹底を!

- 1. 口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を自粛する
- 2. 農場へ部外者や不要な物を入れない
- 3. 人・車両の消毒を徹底する
  - ★専用衣服・靴の着用、手指の消毒
  - ★農場出入口での車両消毒の徹底、交差汚染の防止
- 4. 野生動物との接触を防止する
  - ★農場周囲の除草、こぼれ餌の掃除をこまめに行う
  - ★ネズミ、昆虫の駆除
  - ★畜舎外壁の補修、適切な防護柵、防鳥ネットの設置等侵入防止対策の実施
- 5. 毎日健康観察を実施し、異常を発見したらすぐに通報する

### 外国からの従業員を受け入れている 生産者の皆様へのお願い

~海外から口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の病気を侵入させないために~

母国のご家族等が送ってくる国際郵便の中に、輸入禁止の肉製品等が入っている 可能性があります。また、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域 (中国、ベトナム等のアジア地域)からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の 肉製品は、法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。



このため

※ 検査を受けた郵便には スタンプが押されています。





スタンプの見本

外国人の従業員の皆様に確認してください。併せて、

母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように周知くださるようお願いします。

・郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください。

』農林水産省動物検疫所 成田支所』

TEL: 0476-34-2342

国際郵便が届いたら、肉製品が入っていないことを

FAX: 0476-34-2338

『千葉県農林水産部 畜産課

TEL: 043-043-2938

FAX: 043-222-3098

## 飼料製造管理者講習会について

飼料安全法に基づき、自家配合農家を含む以下の事業場に<u>飼料製造管</u> 理者の設置が義務付けられています。なお、令和2年12月1日より、飼料安 全法の対象家畜に食用に供する馬が追加されます。

- ①抗菌性物質を含む飼料の製造事業場
- ②インド産落花生油かす(特定飼料)を含む飼料の製造事業場
- ③尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料の製造事業場
- ④飼料添加物の製造事業場
  - ※ただし、自家配合農家で、プロピオン酸、プロピオン酸Na、プロピオン酸Ca、尿素又はジウレイドイソブタンを含む飼料を製造する場合は設置は必要ありません

#### 飼料製造管理者の資格要件について

飼料製造管理者は以下の者に資格があり、管理者の設置から1月以内に独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)へ届出の提出が必要です。

- ①獣医師又は薬剤師
- ②大学等において、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化学の過程を修めて卒業者
- ③設置義務が課されている飼料等の製造業務に3年以上従事し、
  - **■FAMIC主催の講習会**の過程を修了した者

今年度の飼料製造管理者講習会が下記のとおり開催されます。 必要な方は受講をお願いします。

#### 令和2年度 飼料製造管理者講習会

(1)開催日

令和2年10月19日~10月23日(5日間)

(2)開催場所

さいたま新都心合同庁舎 2号館 5階

(3)申請期間

令和2年7月20日から8月21日まで(必着)

※受講に関する詳細は以下HPに掲載されています http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub2 koshu.html

#### <講習会お問合せ先>

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター 肥飼料安全検査部

電話:050 - 3797 - 1857 FAX:048 - 601 - 1179

メール kanrisha@famic.go.jp ホームページ http://www.famic.go.jp

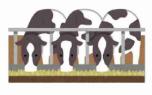


# Follow these rules to prevent livestock diseases



◇Do not enter a barn and a nearby area if you have entered into Japan from other countries within the previous seven days. If it is unavoidable, take necessary measures such as washing a body, changing clothes etc.





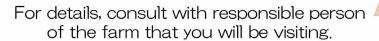


- ♦ Do not bring objects that are not necessary for taking care of animal into the barn.
- Wash or disinfect the object that has been used in another livestock facility before bringing it into the barn.





- Do not bring clothes and shoes that have been used outside Japan within a certain period(\*1) into a barn and a nearby area. If it is unavoidable, take necessary measures, such as washing and disinfecting of the object, before bringing it into the area.
- ♦ Disinfect your hands and shoes and change clothes when you enter a barn and a nearby area as needed.



 $*\,1$ : Regarding Cattle, buffalo, deer, sheep, goat, Pig and wild boar farmers  $\cdots$  4 months Regarding Chicken, duck, quail, pheasant, ostrich, guinea fowl and turkey farmers  $\cdots$  2 months



## Animal Health Division Food Safety and Consumer Affairs Bureau

